

(仮称) 史跡飛鳥宮跡ガイダンス施設あり方検討業務委託仕様書

1. 業務名

(仮称) 史跡飛鳥宮跡ガイダンス施設あり方検討業務

2. 適用範囲

本仕様書は、奈良県（以下「発注者」という。）が委託事業者（以下「受注者」という。）に対して委託して実施する（仮称）史跡飛鳥宮跡ガイダンス施設あり方検討業務（以下「本業務」という。）について必要な事項を示したものである。

3. 業務目的

史跡飛鳥宮跡にかかる整備事業の一環として位置づけられている（仮称）史跡飛鳥宮跡ガイダンス施設（以下「ガイダンス施設」という。）について、効果的に機能を発揮するための施設のあり方を検討し基本構想案を策定する。

4. 契約期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

5. 準拠する法令及び規則

本業務は、本仕様書並びに下記の各種法令及び規則に準拠し実施するものとする。

- (1) 景観法
- (2) 文化財保護法
- (3) 古都保存法
- (4) 明日香法
- (5) 奈良県諸規則
- (6) 明日香村諸規則
- (7) その他関係法令並びに諸規則

6. 業務内容

(1) 計画・準備

受注者は、本業務受託決定後、業務実施にあたって、本業務にかかる体制、役割分担、作業内容、作業工程等を示した業務実施計画書を作成し、発注者の承認を得るものとする。また、本業務に向けた事務処理体制の確保等、適切な準備を行うこと。

(2) ガイダンス施設のあり方検討

本業務の実施にあたっては、下記の項目を参考に、プロポーザルの企画提案内容を踏まえ、発注者と協議を行い、事業全体の内容を決定すること。

- ① 与条件整理
- ② ガイダンス施設の基本理念・基本方針の設定
- ③ ガイダンス施設に求められる機能や施設規模のあり方
- ④ ガイダンス施設の利用および運営のあり方

⑤ 基本構想（案）のとりまとめ

（3）委員会資料の作成

本業務は、飛鳥宮跡活用検討委員会（以下、「委員会」という。）における意見を踏まえて実施する必要があることから、（2）の検討結果に基づき、委員会で使用できる説明用資料を作成し、下記の1.1. 中間報告で提出すること。説明用資料は、A3 1枚程度を想定すること。

（4）事業実施報告書の作成

（2）～（3）の業務について、作業・検討の結果をとりまとめた報告書を作成すること。報告書の作成にあたっては、以下の内容を含めることとし、記載にあたって必要な調査は実施すること。

- i) ガイダンス施設設置に係る関連法規
- ii) ガイダンス施設設置に係る各種補助制度
- iii) 他事例の情報
- iv) 業務管理を含む打ち合わせ記録簿

（5）その他

地元関係者等との協議等が必要な場合においては、この協議等は、受注者が行うものとする。この場合において、必要に応じて、発注者は受注者に指示し、又はこれに協力する。

受注者は、業務を行うにあたり生じた疑義等については、速やかに発注者と協議を行い、発注者が指示するものとする。

7. 著作権の帰属

- （1）この契約に基づき受注者が作成又は提供する成果物に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める翻案権及び二次的著作物に関する権利を含む。）その他一切の権利は、成果物の納品と同時に発注者に譲渡されるものとする。
- （2）受注者は、前項の成果物に関し、著作者人格権を行使しないものとする。
- （3）受注者は、第一項の成果物が第三者の権利を侵害しないことを保証するものとし、侵害があった場合は、受注者の責任と負担で解決するものとする。

8. 貸与資料

発注者が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば受注者に貸与するものとする。受注者は発注者の指示に従い、借用書を発注者に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を発注者に返却しなければならない。

9. 成果品の検査・納品

本業務の成果品については、発注者の検査を受けた後、納品するものとする。

10. 秘密の遵守等

受注者は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、発注者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。発注者より貸与された資料及び成果品については、受注者は破損、紛失のないように取り扱いに十分注意するものとする。

1 1. 中間報告

受注者は、6. (2)～(3)で検討した項目の中間報告をとりまとめ、発注者の承認を受けた上で提出すること。

1 2. 打合せ協議

本業務を遂行するにあたり発注者と受注者は協議を実施する。なお、受注者は打合せ協議簿を作成し、発注者の承認を受けた上で提出するものとする。

1 3. 成果品の作成及び提出

本業務における成果品及び提出期限等は次のとおりとする。なお、各提出期限日には、紙媒体5部、電子媒体(DVD)を納品するものとする。

- (1) 中間報告(提出期限日:令和8年12月2日(水))
- (2) ガイダンス施設基本構想(案)(提出期限日:令和9年3月26日(金))
- (3) ガイダンス施設基本構想(案)概要(提出期限日:令和9年3月26日(金))
- (4) 事業実施報告書(提出期限日:令和9年3月26日(金))

1 4. 公契約条例に関する遵守事項

- (1) 受注者は本業務実施にあたり、発注者と緊密に調整を図ることとし、業務を円滑に執行できるよう実施体制を整え、発注者の指示に従い業務を行うこと。
- (2) 受注者は本業務の実施にあたり、別紙「情報セキュリティに係る特記事項」を遵守すること。
- (3) 再委託について
 - ・受注者は、業務の全部、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画力、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等とする。
 - ・また、受注者は、本委託事業の達成のため、委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、再委託先(順次、再委託する場合は最終の委託先まで)、再委託業務の内容、再委託期間および再委託の理由等を記載した書面を発注者に提出し、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。
- (4) 仕様変更について
 - ・受注者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議のうえ、承認を得ること。
- (5) 公契約条例に関する遵守事項
 - ・本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。
 - ① 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
 - ② 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。)の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者

を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

③本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

(6) その他

- ・本業務の実施にあたっては、発注者の指示に従うこと。その他、本仕様書に記載されていない事項についても、発注者の指示に従うこと。また、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。本仕様書に記載のない事項については、別途発注者と受注者で協議の上決定するものとする。

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

記

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること（どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること）

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること（再委託先がISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること）を明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを知覚した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること

- ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること
- ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること
- ・機微な情報を送信するときは暗号化すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用するOSやソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

(サービスの設定)

第12 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること